

乳児等通園支援事業の認可について

○認可申請について

現在「令和6年度旭川市こども誰でも通園制度試行的事業」を実施している3施設から、令和7年度以降も乳児等通園支援事業を継続実施したいとのことから、事業認可の申請があった。

認可申請書を確認したところ、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）等の関係法令に基づく運営基準をいずれも満たしており、令和6年度に試行的事業を実施した実績もあることから、問題なく事業の実施を行っていくことができるものと認められることから、当該3施設を乳児等通園支援事業の実施施設として、令和7年4月1日から認可する予定である。

○申請の概要

施設名称	①旭川隣保会乳児保育所	②わんぱく保育園分園にここ園
所在地	旭川市本町2丁目	旭川市2条通11丁目
認可事業	乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業
開始時期	令和7年4月1日	令和7年4月1日
運営法人	社会福祉法人旭川隣保会	社会福祉法人楽生会
開所時間	月曜～土曜日：9:00～18:00	月曜～金曜日：9:00～16:00
実施方法	一般型 及び 余裕活用型	一般型
利用定員	○一般型 3名（0歳:1名／1歳:1名／2歳:1名） ○余裕活用型 ※ 2名（0歳:1名／1歳:0／2歳:1名）	3名（0歳:1名／1歳:1名／2歳:1名）
備考	※ 余裕活用型の定員は、R7.4.1時点の定員設定数。施設入所人数による変動あり。 ※ 令和6年度こども誰でも通園制度試行的事業実施施設	※ 令和6年度こども誰でも通園制度試行的事業実施施設

施設名称	
③藤原さんち保育園	
所在地	旭川市緑が丘東3条1丁目
認可事業	乳児等通園支援事業
開始時期	令和7年4月1日
運営法人	一般社団法人ひろあ
開所時間	月曜～金曜日：9:00～11:00 (※上記以外の時間は応相談)
実施方法	一般型 及び 余裕活用型
利用定員	○一般型 2名(0歳:1名/1・2歳:1名)
	○余裕活用型 ※ 2名(0歳:1名/1歳:0/2歳:1名)
備 考	※ 余裕活用型の定員は、R7.4.1時点 の定員設定数。施設入所人数による 変動あり。
	※ 令和6年度こども誰でも通園制度 試行的事業実施施設

※ なお、令和6年度に試行的事業を実施していた「西神楽宮前こども園(西神楽南1-1)」は、職員体制の事情等から、令和7年4月1日以降の実施を見送りたいとの申出があり、認可申請はなかった。